

別 表

別 表

1 休 日 等

この需給約款において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4 月 30 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 30 日

12 月 31 日

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

3 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1173$$

$$\beta = 0.0643$$

$$\gamma = 1.1607$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島平均燃料価格

- (イ) 原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。ただし、当該値が(ロ)の離島平均燃料価格上限値を上回る場合の離島平均燃料価格は、(ロ)の離島平均燃料価格上限値といたします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島平均燃料価格上限値は、次のとおりといたします。

a 北海道エリア

1 キロリットルにつき	119,000 円
-------------	-----------

b 東北エリア

1 キロリットルにつき	119,000 円
-------------	-----------

c 北陸エリア

1 キロリットルにつき	119,000 円
-------------	-----------

d 中国エリア

1 キロリットルにつき	119,000 円
-------------	-----------

e 九州エリア

1 キロリットルにつき	119,000 円
-------------	-----------

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 北海道エリア、東北エリア、北陸エリア、中国エリアおよび九州エリア

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - (2) \text{の基準燃料価格}) \times \frac{(3) \text{の基準燃料単価}}{1,000} \\ &\quad + (\text{離島平均燃料価格} - (4) \text{の離島基準燃料価格}) \\ &\quad \times (5) \text{の離島基準単価} / 1,000 \end{aligned}$$

(ロ) 関東エリア、中部エリア、関西エリアおよび四国エリア

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - (2) \text{の基準燃料価格}) \times \frac{(3) \text{の基準燃料単価}}{1,000}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格または各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間または離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間または各離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。ただし、計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、あらかじめお客さまにお知らせした場合を除き、次の燃料費調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

燃料費調整単価 適用期間	平均燃料価格 算定期間	離島平均燃料価格 算定期間
毎年1月の料金に係る計量期間等	前年の11月1日から 11月30日までの期間	前年の8月1日から 10月31日までの期間
毎年2月の料金に係る計量期間等	前年の12月1日から 12月31日までの期間	前年の9月1日から 11月30日までの期間
毎年3月の料金に係る計量期間等	その年の1月1日から 1月31日までの期間	前年の10月1日から 12月31日までの期間
毎年4月の料金に係る計量期間等	その年の2月1日から 2月28日までの期間 (閏年の場合は、2月 29日までの期間)	前年の11月1日から その年の1月31日までの 期間
毎年5月の料金に係る計量期間等	その年の3月1日から 3月31日までの期間	前年の12月1日から その年の2月28日までの 期間(閏年の場合は、 2月29日までの期間)
毎年6月の料金に係る計量期間等	その年の4月1日から 4月30日までの期間	その年の1月1日から 3月31日までの期間
毎年7月の料金に係る計量期間等	その年の5月1日から 5月31日までの期間	その年の2月1日から 4月30日までの期間
毎年8月の料金に係る計量期間等	その年の6月1日から 6月30日までの期間	その年の3月1日から 5月31日までの期間
毎年9月の料金に係る計量期間等	その年の7月1日から 7月31日までの期間	その年の4月1日から 6月30日までの期間
毎年10月の料金に係る計量期間等	その年の8月1日から 8月31日までの期間	その年の5月1日から 7月31日までの期間
毎年11月の料金に係る計量期間等	その年の9月1日から 9月30日までの期間	その年の6月1日から 8月31日までの期間
毎年12月の料金に係る計量期間等	その年の10月1日から 10月31日までの期間	その年の7月1日から 9月30日までの期間

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基 準 燃 料 価 格	35,600 円
-------------	----------

(3) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ ベーシックプラン

(i) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

1 キロワット時につき	14 銭 2 厘
-------------	----------

b 東北エリア

1 キロワット時につき	14 銭 2 厘
-------------	----------

c 関東エリア

1 キロワット時につき	14 銭 1 厘
-------------	----------

d 中部エリア

1 キロワット時につき	14 銭 3 厘
-------------	----------

e 北陸エリア

1 キロワット時につき	14 銭 1 厘
-------------	----------

f 関西エリア

1 キロワット時につき	14 銭 3 厘
-------------	----------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	14 銭 3 厘
-------------	----------

h 四 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 1 厘
-------------	----------

i 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 1 厘
-------------	----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 6 厘
-------------	----------

b 東 北 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 6 厘
-------------	----------

c 関 東 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 4 厘
-------------	----------

d 中 部 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 4 厘
-------------	----------

e 北 陸 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 4 厘
-------------	----------

f 関 西 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 5 厘
-------------	----------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	14 銭 5 厘
-------------	----------

h 四国エリア

1 キロワット時につき	14 銭 5 厘
-------------	----------

i 九州エリア

1 キロワット時につき	14 銭 3 厘
-------------	----------

ロ 市場調整ゼロプラン

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

1 キロワット時につき	25 銭 8 厘
-------------	----------

b 東北エリア

1 キロワット時につき	25 銭 8 厘
-------------	----------

c 関東エリア

1 キロワット時につき	25 銭 6 厘
-------------	----------

d 中部エリア

1 キロワット時につき	25 銭 9 厘
-------------	----------

e 北陸エリア

1 キロワット時につき	25 銭 6 厘
-------------	----------

f 関西エリア

1 キロワット時につき	26 銭 0 厘
-------------	----------

g 中 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	25 銭 9 厘
-------------	----------

h 四 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	25 銭 6 厘
-------------	----------

i 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	25 銭 6 厘
-------------	----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

1 キロワット時につき	26 銭 6 厘
-------------	----------

b 東 北 エ リ ア

1 キロワット時につき	26 銭 7 厘
-------------	----------

c 関 東 エ リ ア

1 キロワット時につき	26 銭 3 厘
-------------	----------

d 中 部 エ リ ア

1 キロワット時につき	26 銭 3 厘
-------------	----------

e 北 陸 エ リ ア

1 キロワット時につき	26 銭 2 厘
-------------	----------

f 関西エリア

1 キロワット時につき	26 銭 4 厘
-------------	----------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	26 銭 5 厘
-------------	----------

h 四国エリア

1 キロワット時につき	26 銭 4 厘
-------------	----------

i 九州エリア

1 キロワット時につき	26 銭 2 厘
-------------	----------

(4) 離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

イ 北海道エリア

1 キロリットルにつき	79,300 円
-------------	----------

ロ 東北エリア

1 キロリットルにつき	79,300 円
-------------	----------

ハ 北陸エリア

1 キロリットルにつき	79,300 円
-------------	----------

ニ 中国エリア

1 キロリットルにつき	79,300 円
-------------	----------

ホ 九州エリア

1 キロリットルにつき	79,300 円
-------------	----------

(5) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 北海道エリア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(ロ) 東北エリア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(ハ) 北陸エリア

1 キロワット時につき	0 厘
-------------	-----

(ニ) 中国エリア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(ホ) 九州エリア

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

ロ 高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 北海道エリア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(ロ) 東北エリア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(ハ) 北 陸 エ リ ア

1 キロワット時につき	0 厘
-------------	-----

(ニ) 中 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(ホ) 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

(6) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間および(1)ロの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ハによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

4 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、一般送配電事業者の供給区域ごとに、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格は、別表 3（燃料費調整）(1) ロに準じて算定いたします。

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、時間帯別に、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) ベーシックプラン

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - (2) の基準市場価格) × (3) の基準市場単価

(ロ) 市場価格連動プランおよび臨時電力

a 北海道エリア，東北エリア，北陸エリア，中国エリアおよび九州エリア

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - (2) の基準市場価格) × (3) の基準市場単価
+ (離島平均燃料価格 - (4) の離島基準燃料価格)
× (5) の離島基準単価 / 1,000

b 関東エリア，中部エリア，関西エリアおよび四国エリア

市場価格調整単価は、(イ)に準ずるものといたします。

ニ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格または各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間または離島平均燃料価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間または各離島平均燃料価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。ただし、計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、あらかじめお客さまにお知らせ

せした場合を除き、次の市場価格調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

市場価格調整単価 適用期間	平均市場価格 算定期間	離島平均燃料価格 算定期間
毎年1月の料金に係る計量期間等	前年の12月1日から 12月31日までの期間	前年の8月1日から 10月31日までの期間
毎年2月の料金に係る計量期間等	その年の1月1日から 1月31日までの期間	前年の9月1日から 11月30日までの期間
毎年3月の料金に係る計量期間等	その年の2月1日から 2月28日までの期間 (閏年の場合は、2月 29日までの期間)	前年の10月1日から 12月31日までの期間
毎年4月の料金に係る計量期間等	その年の3月1日から 3月31日までの期間	前年の11月1日から その年の1月31日までの 期間
毎年5月の料金に係る計量期間等	その年の4月1日から 4月30日までの期間	前年の12月1日から その年の2月28日までの 期間(閏年の場合は、 2月29日までの期間)
毎年6月の料金に係る計量期間等	その年の5月1日から 5月31日までの期間	その年の1月1日から 3月31日までの期間
毎年7月の料金に係る計量期間等	その年の6月1日から 6月30日までの期間	その年の2月1日から 4月30日までの期間
毎年8月の料金に係る計量期間等	その年の7月1日から 7月31日までの期間	その年の3月1日から 5月31日までの期間
毎年9月の料金に係る計量期間等	その年の8月1日から 8月31日までの期間	その年の4月1日から 6月30日までの期間
毎年10月の料金に係る計量期間等	その年の9月1日から 9月30日までの期間	その年の5月1日から 7月31日までの期間
毎年11月の料金に係る計量期間等	その年の10月1日から 10月31日までの期間	その年の6月1日から 8月31日までの期間
毎年12月の料金に係る計量期間等	その年の11月1日から 11月30日までの期間	その年の7月1日から 9月30日までの期間

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の時間帯別の使用電力量にハによって算

定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

イ 北海道エリア

1 キロワット時につき	8 円 63 銭
-------------	----------

ロ 東北エリア

1 キロワット時につき	9 円 78 銭
-------------	----------

ハ 関東エリア

1 キロワット時につき	11 円 60 銭
-------------	-----------

ニ 中部エリア

1 キロワット時につき	9 円 36 銭
-------------	----------

ホ 北陸エリア

1 キロワット時につき	8 円 97 銭
-------------	----------

ヘ 関西エリア

1 キロワット時につき	8 円 92 銭
-------------	----------

ト 中国エリア

1 キロワット時につき	8 円 35 銭
-------------	----------

チ 四国エリア

1 キロワット時につき	7 円 92 銭
-------------	----------

リ 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	7 円 73 銭
-------------	----------

(3) 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、計量期間等の始期が毎月初日のベーシックプランのお客さまの市場価格調整単価適用期間は、あらかじめお客さまにお知らせした場合を除き、次の市場価格調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

イ ベーシックプラン

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 6 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 6 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 0 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 0 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 0 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 0 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 3 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 3 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 3 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 0 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 0 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 6 厘

ｂ 東 北 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 6 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 6 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	38 銭 9 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	38 銭 9 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	38 銭 9 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	38 銭 9 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 3 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 3 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 3 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	38 銭 9 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	38 銭 9 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 6 厘

c 関 東 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘

d 中 部 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 9 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 9 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 6 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 6 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 6 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 9 厘

e 北 陸 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘

f 関西エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 1 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 1 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 3 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 3 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 3 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 3 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 8 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 8 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 8 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 3 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 3 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 1 厘

g 中国エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 9 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 9 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 6 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 6 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 6 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 9 厘

h 四 国 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘

i 九 州 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 9 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 9 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	40 銭 1 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	40 銭 1 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	40 銭 1 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	40 銭 1 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 7 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 7 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 7 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	40 銭 1 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	40 銭 1 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 9 厘

ｂ 東 北 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	48 銭 2 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	48 銭 2 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	40 銭 3 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	40 銭 3 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	40 銭 3 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	40 銭 3 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	50 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	50 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	50 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	40 銭 3 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	40 銭 3 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	48 銭 2 厘

c 関 東 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 4 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 4 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 2 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 2 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 2 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 4 厘

d 中 部 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 4 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 4 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 3 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 3 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 3 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 4 厘

e 北 陸 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 3 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 3 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 6 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 6 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 6 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 6 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 6 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 6 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 3 厘

f 関 西 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 6 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 6 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 6 厘

g 中国エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 7 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 7 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	40 銭 0 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	40 銭 0 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	40 銭 0 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	40 銭 0 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 6 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 6 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 6 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	40 銭 0 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	40 銭 0 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 7 厘

h 四 国 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 6 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 6 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 4 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 4 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 4 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 6 厘

i 九州エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 2 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 2 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 5 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 5 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 5 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 5 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 9 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 9 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 9 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 5 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 5 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 2 厘

ロ 市場価格連動プランおよび臨時電力

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

1 キロワット時につき	1 円 12 銭 2 厘
-------------	--------------

b 東北エリア

1 キロワット時につき	1 円 12 銭 1 厘
-------------	--------------

c 関東エリア

1 キロワット時につき	1 円 11 銭 4 厘
-------------	--------------

d 中 部 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 12 銭 8 厘
-------------	--------------

e 北 陸 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 11 銭 4 厘
-------------	--------------

f 関 西 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 13 銭 2 厘
-------------	--------------

g 中 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 12 銭 8 厘
-------------	--------------

h 四 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 11 銭 4 厘
-------------	--------------

i 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 11 銭 4 厘
-------------	--------------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 15 銭 4 厘
-------------	--------------

b 東 北 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 16 銭 0 厘
-------------	--------------

c 関東エリア

1 キロワット時につき	1 円 14 銭 2 厘
-------------	--------------

d 中部エリア

1 キロワット時につき	1 円 14 銭 3 厘
-------------	--------------

e 北陸エリア

1 キロワット時につき	1 円 13 銭 8 厘
-------------	--------------

f 関西エリア

1 キロワット時につき	1 円 14 銭 8 厘
-------------	--------------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	1 円 15 銭 0 厘
-------------	--------------

h 四国エリア

1 キロワット時につき	1 円 14 銭 7 厘
-------------	--------------

i 九州エリア

1 キロワット時につき	1 円 13 銭 6 厘
-------------	--------------

(4) 離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、別表 3（燃料費調整）(4)に準ずるものといたします。

(5) 離島基準単価

離島基準単価は、別表 3（燃料費調整）(5)に準ずるものといたします。

(6) 市場価格調整単価等のお知らせ

当社は、別表3（燃料費調整）(1)ロ(イ)の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、(1)イの各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに(1)ハによって算定された市場価格調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

5 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、託送約款等に定めるところにより契約負荷設備の総容量を算定いたします。
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

6 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ ケ イ 光 灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200パーセント	

ロ ネ オ ン 管 灯

2次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ ス リ ー ム ラ イ ン ラ ンプ

管の長さ(メートル)	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1, 200	735
1, 000以下	1, 200	1, 750	1, 005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット])

は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1, 200	
750以下	1, 000	1, 400	

ロ 3相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量（入力〔キロワット〕）
低圧誘導電動機	出力（馬力） × 93.3パーセント
	出力（キロワット） ×125.0パーセント
高圧誘導電動機	出力（馬力） × 87.8パーセント
	出力（キロワット） ×117.6パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最 高 定 格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量（入力） (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値とします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4) 電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、当該一般送配電事業者等が実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

7 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはY結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 3$$

(2) V結線（同容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 2 \times 0.866$$

(3) 変則V結線（異容量変圧器）の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{群容量} = \text{電灯電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \\
 & \quad - \text{電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \\
 & \quad + \text{電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \\
 & \quad \times 2 \times 0.866
 \end{aligned}$$

8 契約電力の算定方法

臨時電力のお客さまで、高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表5（契約負荷設備の総容量の算定）（この場合、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はハによって算定し、ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

ハ 負荷設備の入力をその回路において使用される最大電流を制限できる
 しゃ断器その他の適当な装置の定格電流により算定する場合は、次によ
 ります。

- (イ) その回路の電気方式および電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルト
 もしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200
 ボルトの場合

$$\text{主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の
 電圧は、200ボルトといたします。

- (ロ) その回路の電気方式および電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルト
 の場合

$$\text{主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表 7
 「契約受電設備容量の算定」によって算定された群容量によります。）と
 受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示され
 ている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 6 「負荷設備の入力換算容量」
 によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設
 備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に
 次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

9 日割計算の基本算式

- (1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、23（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

- イ 電気の供給を開始した場合
開始日を含む計量期間等の日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。